

かすみがうら市議会議会運営委員会会議録

令和5年6月29日 午後 1時21分 開 議

出席委員

| | |
|------|------|
| 委員長 | 矢口龍人 |
| 副委員長 | 佐藤文雄 |
| 委員 | 岡崎勉 |
| 委員 | 小倉博 |
| 委員 | 久松公生 |
| 委員 | 櫻井健一 |

欠席委員

なし

委員外議員

| | |
|-----|-------|
| 議長 | 小座野定信 |
| 副議長 | 櫻井繁行 |

出席説明者

| | |
|------|------|
| 市長 | 宮嶋謙 |
| 総務部長 | 中泉栄一 |

出席書記名

| | |
|---------|------|
| 議会事務局長 | 金子俊文 |
| 議会事務局補佐 | 谷中博文 |
| 議会事務局係長 | 折本尚充 |

議 事 日 程

令和5年6月29日（木曜日）午後 1時21分 開 議

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 議長あいさつ
- 4 事 件
 - (1) 令和5年第2回臨時会の運営について
 - ・提出予定案件について
 - ・提出予定案件の審査方法について
 - ・会期日程（案）について
 - ・議事日程（案）について
 - (2) その他
- 5 諮問に対する答申（案）について
- 6 閉 会

開 議 午後 1時21分

○矢口龍人委員長

時間前ではございますけれども、全員そろいましたので、ただいまより議会運営委員会を開きます。ただいまの出席委員は6人で会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。それでは、市長からごあいさつをいただきたいと思えます。

○市長（宮嶋 謙君）

本日は何かとお忙しい中、市議会運営委員会を開催していただき、誠にありがとうございます。また、議員の皆様方にはご出席を賜りまして重ねて御礼申し上げます。

それでは、このたび開会をお願いしております令和5年第2回臨時会にご提案を予定しております議案につきまして説明をさせていただきます。

今臨時会に提出を予定しております議案については、先般第2回定例会で取下げいたしましたかすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

なお、詳細につきましては、担当部長から説明申し上げますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

次に、小座野議長よりごあいさつをお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

開会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

本日は、6月22日に貴委員会に諮問させていただきました令和5年第2回臨時会の運営につきましてご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

ただいま執行部から申出がございました議案の取扱い等につきまして、貴委員会のご意見など賜りたく申入れさせていただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

以上であります。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

次に、書記を指名いたします。

議会事務局、折本係長を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配付いたしました会議次第のとおりであります。

それでは、早速本日の日程事項に入ります。

○矢口龍人委員長

提出予定案件についてを議題といたします。

説明を求めます。

○総務部長（中泉栄一君）

まず最初に、私の理解不足、説明不足によりまして、議案の取下げ、また今回の臨時議会の開催となつてしまいましたこと、本当議員の皆様には深くおわび申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。

それでは、ご説明をさせていただきます。

固定資産評価審査委員とは、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審議、決定するために市町村に設置された機関でございます。

ご承知のとおり、我々職員は、地方公務員一般職という扱いになりますが、固定資産評価審査委員につきましては、地方公務員特別職という位置づけになります。

続いて、地方公務員特別職の政治活動及び選挙運動についてご説明をさせていただきます。

まずは、政治活動につきましては、地方公務員法第36条に地方公務員の政治的行為の制限の規定がございますが、同法第4条第1項にこの法律の規定は一般職に属する全ての地方公務員に適用するとあり、第2項にこの法律の規定は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、特別職に属する地方公務員には適用しないとあることから、地方公務員法の政治的行為の制限につきましては、該当するのは我々のような地方公務員一般職に対してのみであり、地方公務員特別職の政治活動に関する規制は特に設けられてございません。

また、選挙運動についてでございますが、公職選挙法第136条の2に公務員などがその地位を利用して選挙運動することができないとの規定がございます。ですので、地方公務員一般職と同様に地方公務員特別職もその地位を利用しての選挙運動は禁止ということになっております。

これらのルールを委員を頼む側、そして頼まれる側お互いが十分に理解した上で依頼をして、引き受けていただく必要があることから、改めて6月23日に固定資産評価審査委員の事務局である監査委員事務局と私の2人で第2回定例会の際にご提案させていただいた4人のうちの3人の方には直接ご自宅を訪問させていただきまして、またスケジュール調整のつかなかつた1人の方にはお電話でご説明、そして話し合いをさせていただきました。

その結果、4人の方には趣旨をご理解いただいたことから、今回の第2回臨時会におきましても、議案概要書の1ページ、議案第44号に記載の漆野利雄氏、屋城里子氏、大川博氏、佐藤雅孝氏の第2回定例会と同じ4人の方で再度ご提案をさせていただきたいと存じます。

委員の皆様にはご理解賜り、ご同意をいただきますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○矢口龍人委員長

ただいまの件につきまして何かございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

ありませんね。

それではないようですので、これで執行部の方には退席をお願いいたします。ご苦労さまでした。

暫時休憩します。 [午後 1時27分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時27分]

次に、提出予定案件の審査方法についてを議題といたします。

ただいま執行部から説明がありました議案第44号につきましては、市長から提案理由の説明を受け、議案に対する質疑の後、委員会付託並びに討論を省略し、直ちに採決することによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

次に、会期日程案についてを議題といたします。

令和5年第2回臨時会の会期は、本日6月29日の1日限りとすることによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

次に、議事日程（案）についてを議題といたします。

臨時会における議事日程（案）につきましては、議長の開会宣言の後、日程第1において会議録署名議員の指名を行います。

次に、日程第2において会期の決定を行います。

次に、日程第3において議案第44号を上程し、市長から提案理由の説明を受け、議案に対する質疑の後、委員会付託及び討論の省略を諮り、直ちに採決となります。

以上で、第2回臨時会は閉会となります。

お諮りいたします。

以上のとおり、本臨時会の議事日程（案）とすることによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

次に、諮問に対する答申（案）についてを議題といたします。

答申（案）のデータをタブレット端末にお送りいたします。

それでは答申（案）をお目通し願います。

暫時休憩します。 [午後 1時28分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時28分]

それでは、答申（案）につきましてご意見等、お気づきの点がありましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

ご意見等はございませんね。

それでは、お諮りいたします。

本案のとおり議長に答申し、本委員会の終了後に開催されます全員協機会で報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

以上で本日の日程は全て終了しましたが、そのほかに何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

ないようですので、以上で本日の議会運営委員会を散会といたします。

ありがとうございました。

散 会 午後 1時29分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

議会運営委員会委員長 矢口龍人